



～ともに～ 皆心一つに

学校安全ネット通信 No.16

| | | |
|------|---------------|--|
| 頁1 | 目次 | |
| 頁2～4 | 特集その1 | 「17年前の神戸市いじめ事案の調査報告書」に関わ 西尾 裕美(会員) |
| 頁5～6 | 特集その2 | 必読「水俣病と医学の責任」(高岡滋著) — 隠されてきたメチル水銀中毒症の真実 — 村山 雅則(弁護士) |
| 頁7 | コラム | 「山梨での子どもの権利擁護機関について」 高石 哲人 (山梨県立大学教員) |
| 頁8 | 学校安全ネットがお薦めする | この一冊! Vol.14 「子どもによる 子どものための『子どもの権利条約』」 村山 直(弁護士) |

☆第9回公開学習会報告は、次回通信No.17の特集として掲載します。
2022年12月16日(金)
講師 竹下君枝さん
「ある高校の養護教諭の安全教育・健康教育の実践」

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ★賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463
加入者名 ヒイ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0072

東京都千代田区富士見
2-7-2

ステージビル1706号
南北法律事務所 内

「17年前の神戸市いじめ事案の調査報告書」に関わって

西尾 裕美(会員)



1、いじめ被害者の父N氏との出会いと、諦めることなく陳情し続けた理由(わけ)

私自身2002年、同じ兵庫県で、高校1年の長男を自殺で失いました。教師達からの長期に渡る特別指導を受けたことが原因でした。息子の死から3か月後、神戸市で被害者たちが集まる「全国学校事故・事件を語る会」に参加しました。会では、遺族や被害者家族と知り合い、当事者の話をお聞きしたり、解決しない為に仕方なく起こした裁判の中で、被告側からの攻撃や、虚言とも思えるひどい対応に苦しめられる原告の話を、直接聞きました。遺族や被害者家族の苦しみは、直接的な被害だけでなく、事故後の対応にもあるということなのです。

幾つもの裁判を傍聴する中で、疑問が沸き起りました。

第一に、「全国で、何故、そんな重大な事故・事件が、起こるのか」ということです。第二に、「何故正直に事故、事件の経緯を被害者に教えることができないのか」という点です。教えないどころか虚偽を押し進め、あろうことか生徒たちに口封じまでしています。第三に、「何故言っていることが、二転三転していくのか」と不思議に思えることです。学校の敵とされ、被害者が一転して加害者のようになります。時には、モンスターペアレントという心無い噂まで流されます。被害者である裁判の原告の私たちに、世間からの誹謗中傷の矛先が向けられ、被害者家族は、更に苦しめられていきます。これまでの社会生活や人間関係を築くことが困難にさせられます。

私自身、長男を亡くし、学校事故、事件で苦しむご家族やご遺族との20年の関わり

の中で「何があったのかという事実を、明らかにすることが、不可欠だ」と、強く感じるようになりました。活動の中で「17年前の神戸市いじめ事件」(N君事件)を知りました。このいじめ事件は、被害を受けた被害生徒が生きていたからこそその記憶、その後の学校とのやり取り等多くの証拠があります。学校が詳細に調べた書類もあるのです。加害者の半分とは示談もしています。大阪高裁判決で、いじめ被害が認められて勝訴判決もしています。なのに、教育委員会だけが、いじめかどうか判断ができないという状態を続けています。

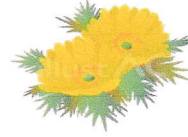
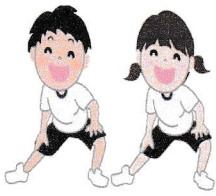
これほど明らかな間違いを、改め訂正することは容易なはずと考え、神戸市議会への陳情を始めました。

私たちはご家族を中心にできることから一つずつ始めようと陳情活動を開始しました。改めてもらうことはとても大切ですし、意味があるだろうと考えたからです。

2、神戸市議会への傍聴、教育委員会の人たちとの面談で、わかったことは・・・

17年前のN君事件では、当時の現場の教師たちは、それなりに子どもから聞き取りをしています。校長から、教育委員会へ「いじめ」だったとして、報告しています。にも拘わらず教育委員会は、「いじめかどうか判断できない」と変わっているのです。「何故!」と、私たちは考えます。些細ないじめなら認定する、が、重大ないじめは、自分たちに責任が及ぶことになる。そこで隠そう、曖昧にしようと思身が働くようになったのではと理解するに至りました。





教育委員会も、文科省も、本来全ての子どもたちの命を守り、より良い未来に繋げる為の行政機関であるはずですが、N君いじめ事件では向いている方向が逆だということに気付きました。

私は、「学校が真剣にいじめ問題に向き合わないから不登校が増えているのでは」と、首席指導主事に問い詰めたことがあります。返ってきた答えは「家庭にも問題がある」ということでした。本当に呆れました。教育委員の本来の役目は、一般人から選ばれた人が教育行政を監視する役割を担っているはず。それならば、この不条理を解決してもらえないのではないかと、教育委員の個人に手紙を送ったこともありましたが、しかし、返事がくることは1人としてありませんでした。市議員が行った教育委員会への陳情に対する回答は、とても消極的な姿勢でした。簡単にできたはずの、やるべきはずの「どうしていじめであったことを認めないか」という点を第三者で調査するとなるまでに、陳情16回、何と8年にも及ぶ時間を要しました。

何度も何度も陳情し、直接会って説明しても、明らかな虚偽答弁をするばかりでした。議員や世間に対して曖昧な説明で納得してもらえば、被害者らの納得は不必要だという考え方なのだと感じてしまいます。

神戸市の学校、教育委員会には、全く自浄能力がありません。



【問題点】

- ① 行政がやっている「隠す」「うやむやにする」という対応では、仕事が多いと問題にされている教師たちを更に苦しめます。
- ② いじめ被害者本人は「いじめが発覚した後の方が、学校に行くことが辛かった」という証言をしています。教師が子どもを守ってくれないことは、その後の人生に大きな影響を及ぼし、いじめた側もいじめられた側も、人を信用できなくなります。



③ 加害生徒にも、きちんと向き合わせ、反省したり謝罪したりさせることが、本来するべき教育であるはずですが、それがされないままでは、被害者に対する逆恨みを抱くことだけになってしまいます。

④ 普通の感情や感性を持っている教師が、学校での事故や事件に直面した時、その後も罪悪感を持ち、うつ病になってもおかしくありません。神戸市の学校や教育委員会の対応の仕方では、教師はいじめを解決する方法を学び、経験として生かしてゆくという機会が奪われています。

3、第三者調査委員会の「素案」を受け入れようとしない教育委員への議会陳情

去年11月17日に調査委員会より「調査報告書の素案」が被害者と、教育委員会双方に送られました。そこには、意見があれば12月中に提出するようにとされていました。

これに対して神戸市教育委員は「全体を通して判断された根拠をお示しください」と、素案の受け入れを否定しました。

これでは、最終的に報告書が出て受け入れられないのではと、危機感を感じた私たちは、本年2月15日に開かれた委員会に、もう一度陳情を行いました。

調査委員は神戸市が選出した弁護士と大学教授（元教育委員会の幹部職）の2名、被害者推薦の大学教授1名の計3名で構成されています。調査委員会発足後に送られてきた段ボール4箱に及ぶ膨大な資料は整理されていない乱雑な状態だったそうです。





それを読み込んで整理するには膨大な労力と時間を要したと聞きました。書類は、教育委員会が「資料がないからいじめかどうかの判断ができない」と言っていた資料そのものです。

今回、調査委員会に提出された資料として、開示請求すると、ようやく出してきました。この行為が「隠蔽」だと認定されたのです。しかし、神戸市教育委員会は「メモや備忘録だったから出さかった」との主張を続けてます。被害生徒への聞き取りができなかったから、いじめかどうかの判断ができないという言い分でしたが、今回出された資料には16回も聞き取りされていたことが、明らかになりました。いじめであったと判断するために、いじめ被害者本人からの聞き取りをしたいという神戸市からの要請が4度も無視されたという虚偽の答弁もありました。私たちの陳情には、「被害者に直接会って謝罪をした」とか「謝罪文を送った」と、実体のない答弁を繰り返しました。これまでの虚偽答弁に対して6件陳情を出しましたが、何一つ認めることはなく、曖昧な姿勢を通し続けました。



4、調査報告書が出た後に望むこと

「いじめ防止対策推進法」という法律ができて、いじめも、いじめ自殺も、その後の不適切な事後対応により、解決に効果的な活用がされていません。「いじめ防止対策推進法」は3年後に見直しすることになっていましたが10年経つ今、行政も立法も見直しに前向きな動きをしていません。

「いじめ防止対策推進法」の見直しを、しっかり議論して、実効性のあるものに見直すことが不可欠です。一向に減らないいじめ自殺、そして、不登校問題の裏には、教育委員会の組織的な隠蔽体質が大きいと思います。N君事件の報告書が広く取り上げられ一つのきっかけとなっ

て、「いじめ防止対策推進法」の見直しが一日も早くされることを願います。

子どもたちの命と健やかな成長を育む本来の学校や教育行政になる為に、失敗や誤りがあれば、速やかに認めるという組織になってもらいたいです。N君事件の報告書が、逆に利用されられないように、より巧妙に隠そうとする『悪しき戒め』にならないことを切望するばかりです。



5、第三者委員会の「報告書」が出ても解決されないいじめ事件、深まる事後対応への疑問

2016年に起きた垂水区いじめ自殺事案に続いて、またしても悲しい事件が令和2年に起こり、先日第三者によって調査報告書が出されました。その調査報告書によると、小学校から中学3年までずっと続くいじめがあり、その対応が適切にされてなかった。その為に（ずっと解決されないまま、）自殺に至ってしまったと、学校側の問題点が多く指摘されていたが、ここでは不適切な事後対応だけを抜粋してみます。

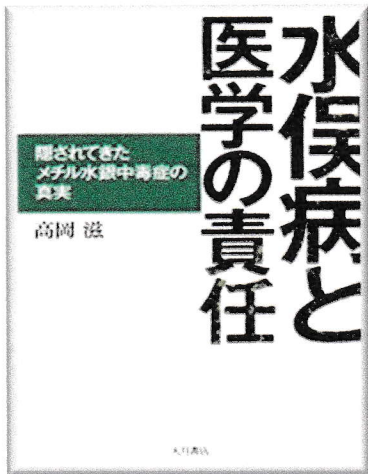
- 生徒等に説明する際に「不慮の事故」とするように保護者に提案。
- 9月4日自殺。学校が作った報告書には「14日、父親来校時において個々の生徒への聞き取り調査実施の意向は示されなかった」とあるが、実際は意向確認をしていないし、積極的な調査実施提案もしていない。
- 9月29日保護者からアンケート実施要請及び自死公表の承諾はあったが、実際行ったのは調査委員会発足の報道後、12月18日で、アンケートもその後だった。

以上



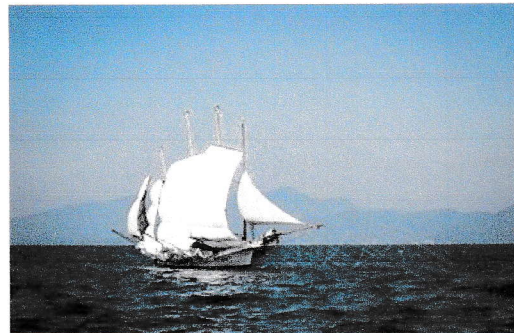
必読 「水俣病と医学の責任」 (高岡滋著)

隠されてきたメチル水銀中毒症の真実



大月書店発行
Kindle版
(電子書籍)
単行本
¥2,970

村山 雅則 (会員弁護士・ノーモア・ミナマタ第2次国賠等訴訟弁護団)



現在、最も水俣病を調査・研究し、水俣病患者・被害者の診察をしている医師の一人である高岡滋医師が、渾身の思いで書き上げた本が、この「水俣病と医学の責任～隠されてきたメチル水銀中毒症の真実～」です。高岡医師の水俣病に対する思いと熱量が、本文から、そして、行間から、溢れ出ています。

この本は、水俣病に関し、「病気の解明と医学の進歩という貴重なチャンスを行政が抑え込み、医学界がそれに歩調を合わせてきた」歴史と、高岡医師も所属する「公害をなくする県民会議医師団」などの「事実を把握しようという意思と行動によって真理を知ろうとする営み」の歴史が、対をなすような形で紹介されています。

そして、前者の歴史において、医学者が水俣病に医学を適切に適用させてこなかったために、水俣病公式確認後66年経過した今でも水俣病問題が解決できないでいるとして、水俣病と真摯に向き合ってこなかった医師、国側の医師、医系技官（医師資格を持った官僚）などを厳しく批判しています。なお、ここでいう「医学を適切に適用させてこなかっ

た」とは、ありのままを観察、記録し、分析をおこない、法則性を見出し、それを発表するという医学のプロセスが全くたどられなかったこと、あえてたどらなかったことを意味しています。

また、後者の歴史において、高岡医師などが水俣病と真摯に向き合い、ありのままを観察し、記録し、分析をおこなった結果、他の中枢神経疾患にはみられない特徴があることなどを含め水俣病の病態・病像が徐々に明らかになっていったことを紹介しています。

難解な本のように思われるかもしれませんが、水俣病のことを全く知らない人や、医学用語、専門用語が全く分からない人でも読みやすい内容になっています。また、水俣病はどのような病気なのか、水俣病問題の経過など水俣病に関する多種多様な論点が上手に整理され、分かりやすく書かれており、とても充実した一冊となっています。

私が弁護団に加わっているノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟の原告は、熊本地裁1418人、大阪地裁130人、東京地裁86人と、1600人を超えています。いまだにこれだけ多くの水俣病被害者が裁判でたたかわなければならない状況



にあるのです。この訴訟で、弁護団は、高岡医師などの調査・研究により明らかになった知見等に基づく主張もしています。この知見等について、国、熊本県は、根拠の乏しい仮説にすぎないと反論しています。

しかし、この反論は国、熊本県が、そして国側の医師が、水俣病患者・被害者をあえて観察せず、記録もせず、分析もしなかったからこそできる反論といえます。国側の医師による観察、記録、分析、すなわち、調査・研究がなされていれば、根拠の乏しい仮説ではなく、根拠のある通説となっていたことは間違いないと思われるからです。

水俣病に関し国が調査・研究をしない姿勢は今なお貫かれ、国は、水俣病特措法により不知火海沿岸地域居住者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行なうことを義務づけられていながら、同法施行後13年が経過



した今なお同調査研究等を行なっていない。

まさに、「沈黙は金」の状態といえます。

高岡医師のこの本により、国、熊本県に、そして、国側の医師に「沈黙は金」ではなく「沈黙は禁」であることを突き付けることができたと思います。

この「沈黙は禁」であるとの世論を強めるためにも、水俣病のことをより知っていただくためにも、ぜひ多くの人にこの本を読んでいただきたいと思います。

高岡医師は、この本を、「この本に込められたスピリットが、少しでも地球環境と人類の健康の維持・発展を願う人々のお役に立てることを願っています。」と結んでいます。

私は、地球環境と人類の健康の維持・発展を願うより多くの人々がこの本に込められたスピリットを感じていただけることを願っています。



推 薦



環境活動家

アイリーン・美緒子・スミスさん

高度経済成長の負の遺産、水俣病。SDGsが喫緊の課題である今こそ、この甚大な中毒事件に対する日本の医学と公衆衛生学の半世紀の怠慢を暴露する時。これは重要な書籍だ。

東京大学名誉教授

大井 玄さん

水俣病とその軌跡を見てきた者にはそれを伝える責任が生じる。本書はそれを見事に果たしている。

作家

柳田 邦男さん

被害者の苦しみを無視し、真実を歪めてきた行政（権力）と医学（権威）の汚辱を告発し、命の尊厳を守る未来の設計図を提示した衝撃的な本だ。



読者の反響



脳神経内科医師

記載されているように「水俣病ほど有名であるにもかかわらず、実際の姿が知られていない病気はない」と思います。

精神科医師

大きな感動とともに、医師の一人ひとりが何をすべきか、深く考えさせられました。

内科医師

原田〔正純〕先生の「水俣病」と同じくらいに、わかりやすいバイブルになると思います。

……まとめは心に響きます。

山梨での子どもの権利擁護機関について



高石啓人(会員・山梨県立大学教員)

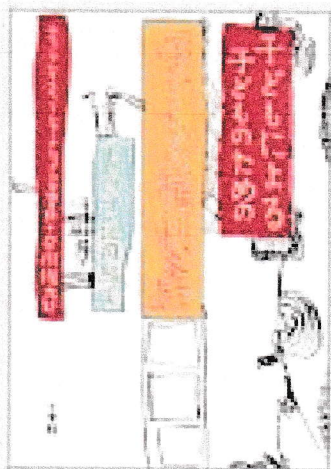


なかなか会に参加できず、ご無沙汰しております。会員の高石です。山梨県立大学で教員をしております。今回は山梨県での子どもの権利擁護機関の状況について書かせていただければと思います。山梨県内は私の知る限り、いわゆる子どもの権利擁護機関（オンブズマン）がありませんでした。2020年に甲府市で条例ができたことにより、甲府市に子どもの権利擁護委員会が設置されました。また、2022年には山梨県で条例が可決され、山梨県にも子どもの権利擁護機関が設置される予定です。

私は甲府市子どもの権利擁護委員を務めており、子どもの権利に関する相談に接する機会があります。甲府市子どもの権利擁護委員会は、最近できたこともあり、広報等にまだまだ課題もあります。しかしながら、その中でも、相談件数はそれなりにあります。相談の内容を見ると、やはり学校関係が多い印象があり、こうした第三者機関の必要を感じることも多いです。

そのように意義を感じる一方で、相談する側からすると、どこに相談したらよいのか分かりにくい状況があるとも感じています。例えば、学校のことは教育委員会、児童虐待のことは児童相談所に相談するとしても、それ以外の相談をすればしたら、どこに相談したらよいのか非常に分かりにくいと思います。今後は、相談されやすい機関を考えていくことが課題だと思います。

また実際の相談に接した時に考えることが多いのが、子どもの権利です。「これは権利侵害にあたりますか？」という相談をよく受けますが、そうした時に考える基準があることはとても心強いように感じます。今後も、学校現場を含めて子どもの権利を守る活動をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



著者 小口 尚子
福岡 鮎美
出版社 小学館
定価 ¥ 1360



子どもによる 子どものための 「子どもの権利条約」

「第12条 ぼくらだって、言いたいことがある。

1 赤ちゃんのうちにはむりかもしれないけど、少し大きくなったら、自分に関係あるすべてのことについて、いろんな意見、思い、考えをもつ。それはみんな、どんどんほかの人に伝えていいんだ。国は、大人たちがぼくらの年や成長をしっかりと考えて、きちんと受けとめるように、してほしい。」

子どものもつ「権利」を、子どもたちに伝えること、知ってもらうことは、とても大切なことですが、実は、とても難しいものだと感じています。残念ながら、我が国の教育では、子どもに、子どもの権利を伝える機会はまだあまり無かったように思います。故に、伝える側もそのノウハウがなく、いざ「子どもたちに権利についてお話をしてください」と言われても、どのように伝えればよいか苦慮されることがあると思います。

私は、条文の穴埋め問題を作り、条文を暗記することが権利教育だとは思いません。学術的には多少正確さを欠く表現であったとしても、子どもたちの分かる言葉で、まずお話をしたいと思っています。そして、どんなものか知ってもらった上で、それを生活の中にどう実現していくかということを考え、生活に落とし込むことが大切だと感じています。

この本は、そんなとき、とても役に立ちます。

是非皆様もお手にとってご覧いただき、良いものだと感じましたら周りの子どもたちにも勧めていただければ幸いです。

学校安全ネットの皆様におかれましては、各々のお立場で、子どもと接する機会が少なからずあると思います。皆様は、ご活動の中で、「子どもの権利」をテーマにお話をされることはありませんでしょうか？そして、皆様は、子ども達に、「子どもの権利」についてどのようにお話をされていますか？

私は、この一冊を使わせてもらっています。「子どもによる 子どものための「子どもの権利条約」」です。この本は、1994年、アムネスティ・インターナショナル日本支部が主催した「子どもの権利条約 翻訳・創作コンテスト」で最優秀賞を受賞した中学生の作品をまとめたものです。難しい条約文を、子どもにもわかるようにと、中学生が訳したものです。

一つ例を示します。子どもの権利条約12条では、意見表明権について規定しています。政府訳では次のように訳されています。

「第12条 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」これを、同書籍では、次のように表現しています。

弁護士 村山 直